

1 未発生期
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的
<ol style="list-style-type: none"> 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) <u>県</u>、関係機関等との連携の下に発生の早期確認に努める。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

(1)-1 市行動計画等の作成・見直し

市は、特措法の規定に基づき、県行動計画等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備え「胎内市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、必要に応じて見直していく。(総務課)(健康福祉課)

(1)-2 実施体制の整備等

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係部局における認識の共有を図るとともに、連携を強化し、庁内一体となった対策を推進する。(総務課)(健康福祉課)
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備えた市の体制及び取組等に対して、感染症に関する専門的な知識を有する者その他学識経験者等に、意見を求める。
(総務課)(健康福祉課)
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、発生時の業務の継続について検討を進め、業務継続計画の作成・随時見直しを行う。(総務課)(健康福祉課)
- ④ 市は、必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。(総務課)
- ⑤ 市は、県、他の市町村、指定(地方)公共機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から、連携体制の確認、対策等の情報の共有、訓練等を実施する。(総務課)(健康福祉課)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

市は、国や県、関係機関等から、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。(総務課)(健康福祉課)

(2)-2 通常のサーベイランス

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に協力する。(健康福祉課)

サーベイランス・情報収集に関する県の対策（県行動計画抜粋）

- ・ 毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、県内の医療機関において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。
- ・ インフルエンザ等による入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ・ 医療機関等の協力を得て、患者等から検体を採取し、ウイルスの亜型や薬剤耐性等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ・ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザ等の感染拡大を早期に探知する。
- ・ 鳥類、豚等が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努める。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 継続的な情報提供

- ① 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策（一般的な感染対策や健康管理、発生地域等への不要不急の旅行の自粛等の呼びかけ等）について、各種媒体を利用し、市民に対して継続的に分かりやすい情報提供を行う。
(健康福祉課)(市民生活課)
- ② 市は、マスク着用等咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(健康福祉課)
- ③ 市は、県が提供する、感染症発生動向調査における県内のインフルエンザの流行状況や感染対策等について、ホームページ、広報媒体等により、市民に対して情報提供を行う。(健康福祉課)(市民生活課)

(3)-2 体制整備等

- ① 市は、国が行う地方自治体や関係機関等とのメールや電話、インターネット等を

- 活用した緊急時の情報提供・共有体制の構築に協力する。(総務課)(健康福祉課)
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた市民への情報提供の内容や媒体の検討(対策の決定プロセスや対策の理由、実施主体、個人情報と公益性への配慮等)を行うとともに、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。(総務課)(健康福祉課)
- ③ 市は、国や県の要請を受け、新型インフルエンザ等の発生時に市民からの相談に応じるために、コールセンター等の設置を準備する。(健康福祉課)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 個人における対策の普及

- ① 市は、市民等に対し、マスク着用等咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること等の基本的な感染対策について理解促進を図る。(健康福祉課)
- ② 市は、学校等と連携し、児童、生徒、学生の健康管理について検討する。
(健康福祉課)(学校教育課)
- ③ 市は、住民等に対し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請等の感染対策についての理解促進を図る。(総務課)(健康福祉課)

(4)-2 地域対策・職場対策の周知

- ① 市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。(総務課)(健康福祉課)(商工観光課)
- ② 市は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。
(総務課)(健康福祉課)(生涯学習課)(学校教育課)

(4)-3 衛生資器材等の供給体制の整備

市は、県が行う衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況の把握等について、適宜協力する。(健康福祉課)

(4)-4 水際対策

県では、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、国、市町村その他関係機関と情報を共有し、連携を強化する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(健康福祉課)

(5) 予防接種

(5)-1 ワクチンの生産、流通等に関する情報の収集

市は、県や国等と連携し、ワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を積極的に収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(健康福祉課)

(5)-2 基準に該当する事業者の登録

市は、県と連携し、国が行う、特定接種に係る事業者の登録申請の受付、基準に該当する事業者の登録事業者としての登録について、適宜協力する。

(総務課)(健康福祉課)(商工観光課)

(5)-3 接種体制の構築

(5)-3-1 特定接種

- ① 市は、特定接種の対象となり得る職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。(総務課)(健康福祉課)
- ② 市は、国に協力し、市内の登録事業者に対して、接種体制を構築するよう要請する。
(健康福祉課)(商工観光課)

(5)-3-2 住民接種

- ① 市町村は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対して速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(健康福祉課)
- ② 市は、円滑な接種の実施のために、国や県の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。(健康福祉課)
- ③ 市は、速やかに予防接種を行うことができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、国による技術的支援(接種体制の具体的モデルの提示等)を受け、準備を進める。(健康福祉課)

(5)-4 情報提供

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的情報を住民に対して提供し、理解促進を図る。(健康福祉課)

(6) 医療

県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は県が行う医療体制整備に関する

会議等に参加し、地域の実情に応じた医療体制の検討に協力をする。また、情報収集等を行い、新型インフルエンザ発生時の情報提供等に活用できるようにする。

(健康福祉課)

医療に関する県の対策（県行動計画抜粋）

○ 地域医療体制の整備

- ・ 原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、医師会、薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（感染症指定医療機関、大学附属病院、独立行政法人国立病院機構の病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ・ 発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行う。
- ・ 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。
- ・ 一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診察する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。

○ 県内感染期に備えた医療の確保

- ・ 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成を支援する。
- ・ 地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関または公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- ・ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
- ・ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等での医療提供について検討する。
- ・ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ・ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ・ 国が検討を進める、県内感染期における救急機能を維持するための方策や、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄に関する要請及び支援等について、消防本部に周知する。

○ 手引き等の策定、研修等

- ・ 新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関して国が作成する手引き等を、医療機関に周知する。

- ・ 国と協力し、医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。
- 医療資器材の整備
 - ・ 必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備するとともに、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保できるよう努める。
- 検査体制の整備
 - ・ 国の要請及び技術的支援等を受け、保健環境科学研究所又は衛生環境研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査を実施する体制を整備する。
- 医療機関等への情報提供体制の整備
 - ・ 国に協力し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。
- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
 - ・ 諸外国における備蓄状況や国の検討結果、最新の医学的な知見等を踏まえ、新たな抗インフルエンザウイルス薬の備蓄割合を検討するとともに、計画的かつ安定的に備蓄する。
 - ・ 県内発生早期以降に予測される抗インフルエンザウイルス薬の放出に備え、補填について医薬品卸売販売業者等と必要な確認・調整を行う。
- 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備
 - ・ 県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品卸売販売業者に対し、適正流通を求める。

(7) 市民生活及び経済の安定の確保

(7)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

市は、国及び県の要請等を受け、要援護者の把握とともに、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、具体的手続きを検討する。(健康福祉課)(市民生活課)

(7)-2 火葬能力等の把握

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(市民生活課)

(7)-3 物資及び資材の備蓄等

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材等を備蓄し、または施設及び設備等を整備する。(総務課)(健康福祉課)
- ② 市は、個人・家庭に対する食料等備蓄の呼びかけを行う。(総務課)